HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	明治一二年
Citation	北大百年史, 史料(一), 427-461
Issue Date	1981-04-10
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/30098
Type	bulletin (article)
File Information	siryo1_p427-461.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

明治一二年

三五五　定額予算に書籍機械等購入費追加並に得業課程設置の申入

千八百七十九年一月八日於日本札幌

農校々長開拓大書記官調所広丈貴下

化学製煉所、温室、本校構内地、演武堂、博物館及ヒ賞銀等ノ需用ニ備ヘン為メ来ル会計年度ノ農校定額予算ニ加フルニ左ノ条件ヲ以テセンコトヲ勧告仕候

第一　教師ペンハルロー医学師カッター及ヒ余ノ製セシ書籍類買入目録即チ

㈠　化学用新板ノ課業書弐拾部及ヒ験考書若干

㈡　解剖学及ヒ動物学等ノ学課ニ供スベキ数種ノ参考書幷ニ課業書弐拾部

㈢　課業及ヒ一般ノ読書ニ供セン為メノ英米文学参考書及ヒ名家文集

㈣　現今貴重セル学術上ノ印本

予算価格八百弗

第二　農校読書房用新聞紙同断七十五弗

第三　機械乃チ重ニ輓今ノ新発明ニ因リテ改良セシ如キ特種機械ノ購求或ハ模造費二百弗

第四　化学製煉所但シ二階下部屋ヘ棚取附或ハ各室ニ温熱ヲ供与スベキ至当ノ整置及ヒ外面ノ塗抹費二百弗

第五　理学講堂内部窓蓋ノ取附及ヒ試験ノ解説ニ供セン為メ日光ヲ引クノ入費五十弗

曾テ余カ製セシ第二年報文ニ教授課程ノ中緊要ナル学課ニ得業課程ヲ設立センコトヲ勧告セリ請フ更ニ其事件ニ御注意アランコトヲ但シ此ノ設立果シテ貴下ノ意ニ適スル者トセバ次ノ年報ニ於テ如斯課程ニ供スベキ方法ヲ陳センコト余ノ欣喜スル処ナリ且及第生徒ニ学階ノ賜与ヲ証スベキ免許状ヲ出板セン為メ至当ノ印字板ヲモ御彫刻相成候様致度候其他次ノ年報編制ノ砌記載公告スベキノ事件アラバ御垂示被下度余ハ直ニ平心以テ貴命ヲ拝受スベキナリ

農校教頭ウヰルリナム、ホヰラー敬具

〔農〇七一〕

三五六　武芸演習用ウィルソン銃その他発送の通知

札第百六号

東京三等出仕

札幌書記官　書記官

其地農学校演武場演習用トシテミニー銃其他附属品共拾弐廉購入可差廻旨十ノ五十五号御通知之趣了承即陸軍省江当分借用之義及照会

候処同省之都合ニ因リ該銃ハ難用立ニ付ウリソン銃ニ而差支無之候ハヽ外六廉共可貸渡士官用佩剣以下四廉者可譲渡旨別紙仕訳書相添廻答有之候ニ付現器借請実際調査ヲ遂ケ候処該銃者元来後装機関ニ者有之候得共外容ハ勿論ミニー銃ト大同小異ニシテ塡矢も設置アリ時宜次第前装ニ使用スルモ自在之銃器ナレハ演習用ニ供スルモ聊障碍有之間敷右之趣ヲ以テ借用並譲受這回玄武丸便ヨリ別紙入記之通リ差進候条右御領知之上御収入可有之此段申入候也

明治十二年三月一日

二伸当地ニ於而採用之武術教員滞在中尚本人即準陸軍少尉加藤重任ニ検査為致本条ニ関係之用品申立候ハヽ見計ヲ以可購求旨ニ付本人出頭之節御廻付之物品目録一見為致意見相尋候処赴任実地ニ就サレハ見込難相立趣申出候此段茂御承知有之度候也

〔別紙〕

記

一　ウリソン銃　但鋳型共五個　六拾挺
一　胴乱　但帯革剣差共　五拾個
一　万力　拾個
一　捻抜　五拾個
一　銃矢　五拾個
一　玉取　拾個
右借用之分
一　喇叭　巻緒巻布掛布共　弐個
代金五円九拾四銭　〔朱書「但巻緒外弐廉ノ代価未分明」〕
一　合薬　五百斤
代金八拾円
一　雷管　三万粒
代金三拾円
一　背嚢　五拾個
代金百弐拾弐円
一　士官用佩剣　但剣緒軍刀帯共　拾弐個
代金百七拾円六拾七銭六厘
右譲受之分
右之通リ

〔農〇八三〕

三五七　ホイーラーへ契約変更の申入

明治十二年三月廿七日於日本札幌

札幌農学校教頭ウヰリヤム、ホヰラー貴下

曾テ口頭ヲ以テ御談示致シ置候通リ来ル四月一日ヨリ同八月二十日迄貴下給料ノ外ニ為手当一ヶ月我貿易銀五拾円ヲ支給シ現今条約面

ノ職務ニ増加シ本使土木師ヲ兼掌被致度御回答書ヲ得ン為メ此段申達候敬具

開拓大書記官調所広丈

〔ホイーラー七七〕

三五八　契約変更に付ホイーラーより回答

千八百七十九年三月三十一日於日本札幌(同日附ノ第一)呈

開拓大書記官調所広丈閣下

本月廿八日附ノ貴翰接手陳者来月一日ヨリ毎月日本貿易銀五拾円ノ増御手当ヲ以テ余ガ方今ノ職務ニ開拓使土木師ヲ兼掌可致旨御下命ノ趣了承右御文意之通御示令謹テ御請仕候敬具

ホウヰルリアム、ホウヰーラ

〔ホイーラー八〇(ホイーラー七九)〕

三五九　明治一一年校園生産高表

明治十一年札幌農黌園産出高〔注〕

獣類

品目	頭数	通価	壱頭ノ価
短角犢	牝弐頭生ス 牡弐頭生ス	金三拾円	金拾五円
アシヤ犢	牝弐頭 牡壱頭生ス	金七拾五円	金弐拾五円
雑種仔犢	牝弐頭 牡弐頭生ス	金拾六円	金八円
洋種豢	牝拾四頭 牡拾壱頭生ス	金七拾八円	金三円

牛馬養草

品目	量数	通価	壱噸ノ価
チモセ草	六拾七噸	金六百七拾円	金拾円
燕麦草	九噸	金八拾壱円	金九円
メレーツ草	拾五噸	金百三拾五円	金九円
野草	拾弐噸	金六拾円	金五円
玉蜀黍稿	百六拾四噸	金六百五拾六円	金四円
燕麦稿	八噸	金三拾弐円	金四円
粟稿	壱噸半	金六円	金四円
大豆稿	壱噸	金四円	金四円

蔬菜

品目	量数	通価	壱ケ価
馬鈴薯	「千弐百フシール」七万弐千斤「但壱フシール者六拾斤」	金三百六拾円	壱斤ニ付金五厘「壱フシール金三拾銭」

品目	量数	通価	壱石ノ価
砂糖蘿蔔	「八百七拾四フシール」五万弐千四百四拾斤「但し壱フシール前ニ同」	金百七拾四円八拾銭	壱斤 金三厘三毛三三余「金弐拾銭」
コーラベ	「三十六フシール」弐千百六拾斤「但前ニ同シ」	金四円三拾弐銭	同 金弐厘「金拾弐銭」
胡蘿蔔	「弐百拾フシール」壱万弐千六百斤「但し前ニ同シ」	金六拾三円	同 金五厘「金三十銭」
蕪菁	「千弐百九十フシール」七万七千四百斤「但し前ニ同シ」	金弐百五拾八円	同 金三厘三毛三三余「金弐拾銭」
玉冬葱	「七拾壱フシール」四千弐百六拾斤「但し前ニ同シ」	金四拾弐円六拾銭	同 金壱銭「金六拾銭」
赤南瓜	三千八百〇五ツ	金五拾七円〇七銭五厘	壱ツ 金壱銭五厘
白同	千百七拾	金三拾五円拾銭	壱ツ 金三銭
黒同	六百五十	金拾九円五拾銭	同 金三銭
キヤヘツ	七千五百弐拾六斤	金三拾円拾銭四厘	壱斤 金四厘

穀類

品目	量数	通価	壱石ノ価
大豆	「拾九フシール」三石八斗	金拾九円	「壱フシール壱円」金五円

品目	量数	通価	壱石ノ価
和粟	「弐拾四フシール」四石八斗	金拾四円四拾銭	「〃六拾銭」金三円
洋粟	「拾弐フシール」弐石四斗	金七円弐拾銭	「〃六拾銭」金三円
燕麦	「百八拾弐フシール」三拾六石四斗「壱フシール者三十五磅」	金九拾壱円	「〃五拾銭」金弐円五拾銭
玉蜀黍	「三千拾五フシール」六百三石弐斗「壱フシール者五拾六磅」	金弐千百拾壱円弐拾銭	「〃七十銭」金三円五拾銭
爆玉蜀黍	「五拾フシール」百石「カラ共七拾磅」	金三百五拾円	「〃七十銭」金三円五拾銭
大麦	「壱フシール」弐斗「四十八磅」	金六拾銭	「〃六十銭」金三円

牛乳

品目	量数	通価	壱石ノ価
牛乳	三拾壱石四斗七升四合八勺	金三百拾四円七拾四銭八厘	金拾円

薪

品目	量数	通価	壱敷ノ価
薪	百四拾敷	金七拾円	金五拾銭

右之通有之候也

明治十二年三月　　饗園

〔注〕表中朱書は「　」で示した。

〔農〇六二〕

三六〇　生徒処分に関する意見

第百七号

千八百七十九年四月十七日於札幌

札幌農学校長開拓大書記官調所広丈閣下

爰ニ閣下ノ注意ヲ惹起セザルヲ得サルノ事情アリ蓋シ已ムヲ得ザルニ由ル乞フ之ヲ諒セヨ

初年生ノ学徒等数学兼土木教師ノ謂ヲ肯ンゼスシテ甚タ免スベカラザルノ不敬ヲ行ヒシハ啻ニ一回ノミナラズ其過失ヲ正サント教師ノ勉メタリキトキ再ヒ不行跡ノ挙動アリキ

数学科担任之教師紙面越シて申稟セシニヨリ学校ノ吏員本按ヲ受理審査セリ但シ其吏員ノ正当ノ権限たる即チ前陳ノ所行ニよりて不正且猥リニ蔑却セラレタルナリ

衆員ハ皆認メテ其生徒ニ需メタル所ハ至正至当ニシテ校則ニ適ヒ且此等ノ事実ニ係ハラズ又従前真ニ同様ノ職ヲ与ヘシトキ生徒皆之ヲ遵奉実施セシヲ問ハザルモ各科ノ教師タルモノハ其職トシテ自カラ善且美ト思惟スル所ニ随ヒ其業ヲ施スハ是レ公認セラレタル所ノ権利ナリト為セリ

衆員又認メテ曰ク一名ヲ除ノ外該級生徒ハ尽ク（予テ党与ヲ結ヒタルハ此結局ニ由テ明瞭ナリ）各個ノ義務ヲ遁レ而シテ后ニ其不遵再犯ニ及ヒ担当教師ノ命ニ背ケリト

教訓ノ宜シキト教師其他ノ諸員ニ対シ凡ソ其需メノ正当且貴重ナルニ応シテハ万従順なる事各教則上ノ至要点ト信認スルヲ以テ現行犯ニ対シ其犯者ニ責ト罰トヲ帰セン為メ将又将来紛擾ヲ起スベキ撹乱ノ精神ヲ学校監督ノ厳粛ニヨリテ之ヲ未萌ニ制セン為メ左ニ掲クル教育上ノ所置アランヲ衆員挙テ同意謹薦ス

第一　犯行生徒ノ課業ハ之ヲ中止スルコト

第二　犯者ハ数学兼土木教師及ヒ学校職員ニ対シ適当ニシテ隔心ナキ話言ノ謝罪書ニ記名スルコト但シ其文中ニ教師ノ正当なる所望ニ従順シ以テ再ヒ其教ノ下ニ立ンヲ乞願スベシ

第三　四十八時間内ニ前章ニ服従セザルトキハ其連累ノ生徒ハ其徒ノ過失ニ由リテ退校ヲ命セラルベシ

第四　此等処分ノ報達ハ校長ノ認可ヲ得ルヤ否直チニ学校教頭之ヲ執行ス

余ハ謹テピーボデー氏信書之写シト謝罪書按トヲ併セテ爰ニ進呈ス

敬具頓首九拝

教頭ウヰルリアムフウヰーレル

〔別紙一〕

千八百七十九年四月十七日於札幌

教頭ウヰルリヤム、ホヰラー貴下

札幌農学校初年生中左ノ輩即チ赤壁、調所、原田、久島、伊部木〔ママ〕、小林、小島、武藤、中根、大泉、大津、佐藤、杉山、高木、高岡、戸賀野〔ママ〕等ハ試験ノ為メニ再閲即チ准備〔ママ〕猶預時間ヲ得ルノ権利アリトノ辞柄ヲ以テ本月十六日彼等ニ達シタル幾何学試験ヲ固辞シ即チ之ヲ避ケ而シテ彼等ノ誤謬ヲ改正スベキ機会ヲ与ヘシカドモ其過ヲ再ヒセリ故ニ余ハ彼等ノ相当ノ需要ニ応セザル迄ハ数学及土木学課業ニ従事セシムルコトヲ承諾シ得ザルナリ因テ余ハ之ヲ貴下ニ報告シ職員ノ熟議ヲ乞フ敬具

数学兼土木学教師シ、エチ、ピイボデー

右之趣承認候也

ウヰルリアム、ホヰラー

〔別紙二〕

千八百七十九年四月十八日札幌農黌

札幌農校ノ初年生タル下名ノ我輩ハ玆ニ数学兼土木学教師ノ要セシ所（今ヲ以テ之レヲ観レバ其要セシ所ノ全ク正理至当ナリシハ余輩ノ認了スル所ナリ）ニ従フヲ拒ミ以テ一大不行状ヲ犯セシヲ懺悔シ独リ余輩ノ猥リニ不従順ナリシ所ノ教師ノミナラズ余輩ノ愚カニモ正当ノ権力ヲ破毀セシ所ノ本黌職員ニ対シ腹蔵ナク其謝辞ヲ呈ス前条ノ過失ニ対シ其罰トシテ本黌生徒ニ属スル権利ノ配当ヲ受クルコトヲ中止セラレタルノ正明ナルハ余輩ノ認了スル所ナリ

余輩ハ今玆ニ謹テ爾来教師ノ需要及ヒ本黌職員ノ権ニ従順センコトヲ誓ヒ以テ再ヒ其配当ニ預カランコトヲ乞フ

記名

〔農〇七一〕

三六一　校園定額金に付回答案伺

四等属大久保芳調印

上局印（調所）印（鈴木）　印（内海）検査課印（福沢）

外事課印（小阿瀬）印（小林）

雇外国人フルークス氏ヨリ進呈セシ書類調査ノ後別紙之通御検印相済候ニ付該氏江御答文ノ主意左ニ相伺候也

十二年四月十七日

二月二十八日付ヲ以被申候件々之内歳額金之義者本年七月ヨリ来ル十三年六月迄ノ額ヲ壱万四千円ト決定シ其使用セサル残余ノ金額及ヒ従前之分共悉皆還納可被致右ハ過日会計局長内海権大書記官ヨリ談判之上已ニ御了解ノ儀ニハ候得共御需メニ任セ更ニ書面ヲ以テ申

入候其他之件々ハ都テ御申立之通御取計可有之此段申進候敬具

十二年四月十九日　開拓権大書記官調所広丈

ウヰルリアムヒーフルークス貴下

〔別紙〕

甲号

千八百七十九年二月二十八日札幌於テ呈

開拓大書記官調所広丈貴下

貴下幷ニ開拓使会計官内海氏ヨリ数回及協議候事件尚未決ト存候間再応仰御注意候扨校園内ニ豢養ノ家畜ニ費用致候食料ハ固ヨリ政府自己ノ産物ヲ園圃ヨリ購求致候儀ニ付右慣習ヲ校園ニ影響致候丈ケ改革仕度右改革ノ儀御異存無之旨ハ過般貴下幷ニ内海氏ニモ御口頭ニテ被仰候尤改革相成候ハヽ其旨書面ヲ以御通知被下度存シ候ニ付更ニ右願望ノ理由可申述候

〔欄外朱書〕「第一」園圃ヨリ収穫ノ物品ハ固ヨリ悉ク政府ノ所有ニテ右品ヲ売却収納セル金額モ亦政府ノ所有ニ帰スヘキハ論ヲ待タス然モ其牛馬ヲ豢養スルニ自己ノ産物ヲ園圃ヨリ購求スルハ無智ナルカト覚申候

〔欄外朱書〕「第二」其無智ノ所以ハ出納計算ノ冗煩且ツ動物ヲ豢養セル食品ノ精細勘定ヲナスタメ別段ニ多クノ手数ヲ費候次第ニ立至リ到底之ヲナスモナサザルモ百事政府ニ帰スルハ同様ナルヲ以テ如此ノ煩労ハ実ニ無益ト存スレハナリ○且ツ現ニ費耗セル食品ノ精細高ヲ了智スルノ難キ事ハ往々有之譬ヘハ客夏日々若干頭ノ牛ヲ豢養セル生草玉黍蜀茎或ハ他ノ生食ヲ其要用ナル際園圃ヨリ持来テ附与候得〔ママ〕セハ日々統テ之秤量シテ且精密ナル価格ヲ決定致候ハ殆ト難事ニ有之候

〔欄外朱書〕「第三」其他使用ノ物品ノ高及ヒ其価格ヲ定ムルノ非常ニ不便ナル場合〔ママ〕計多有之乍然貴下ニハ必ス如此計算ヲナスノ不便且ツ其事業ノ冗多ナルヲ御了解ノ儀ト存候故余ハ爰ニ之ヲ贅セサルナリ○尤モ不便〔ママ〕モ煩労モ之ヲ益テ他ノ自益ナル目的ヲ遂ケ得ヘキ義ニ候ハヽ、蒐躍之行フベシト雖モ此場合ニ於テハ其結果ニ於テ何事ヲカ仕出サンヤ○実ニ園圃ニテハ其収穫物ヲ二度購求スルカ如ク其第一ハ収穫ノ起手タル肥料及ヒ耕作ノ費用ヲ払ヲ以テ一度之ヲ贖フノ姿ナリ然ル後其物品ヲ一度政府ヘ収メ而テ牛ヲ豢養スルニ当リテ要用ナルトキハ更ニ之ヲ購求スル事ナリ

〔欄外朱書〕「第四」如此手順ヲ以テセハ結果実際ニ於テ校園ノ定〔ママ〕ヲ収穫物ヲ再ヒ購求スル丈ケ減却スル義ナリ故ニ不得止沽却セル諸物品ノ価額ハ政府ヘ返戻スヘク然モ校園ニ於テ其家畜ヲ豢養スル要用ナル丈ケハ其産物ヲ費耗スヘキ特権ヲ与ヘラレ以テ其定額ヲ減却セラレ候方却テ可然ト奉存候○若シ家畜ヲ沽却シテ其価額ヲ得ハ政府ヘ可払戻故其結果ハ同一ニシテ甚タ無益ノ繁忙ハ省ケ可申候

〔欄外朱書〕「第五」定額節減ノ儀ハ可成丈寡少ナラン事ヲ謹テ勧奨ス是園圃ニテハ排水瓦、製糖試験、牛酪及ヒ乾酪製造ノ如キ種々新規ノ事業モ

アリ総テ是等ノ目的ニ許多ノ費額ナカルヘカラス故ニ定額ハ自今ノ如ク据置ルヽニ於テハ最モ満足ノ至ニ御座候〇総テ目下使用不致金額ハ之ヲ貯蓄致置テ将来園圃ノ資本ト致シ度候

若シ定額減少必要ニ候ハヽ向後年々費額ヲ一万四千円ト定メラレ可然ト存候

〔欄外朱書〕「第六八」

初発園圃ノ事業ニ関渉致候節ハ右定額ノ儀ニ付開拓使ノ慣習ヲ予知不仕本国同様ノ儀ト心得罷在候右ノ次第故若シ多少ノ御改革ヲ今日ニ決定被致候トモ初発ヨリ篤ト御考アラン事ヲ謹テ勧奨致候右御賢断相仰候敬具

札幌農校園監督ウヰルリアム、ヒー、フルークス

〔農〇七九〕

三六二　生徒処分に関する三カ条中改正の達

札幌農学校

教頭ホヰラルより第一年生徒ヘ相示候三ケ条中第三条「退校可申付」ノ五字ハ「相当ノ処分ニ可及」ト改正候条此旨第一年生徒ヘ可被達事

札幌農学校長

明治十二年四月廿一日　開拓大書記官調所広丈㊞

〔農〇七〇〕

三六三　橋口文蔵米国官費留学の儀伺

甲第五号

鹿児島県士族橋口文蔵米国留学ノ義伺

鹿児島県士族橋口文蔵儀米国アーマスト農学校ニ入リ自費ヲ以テ研学致居追々進歩従今尚三年ヲ期候ハヽ舎密本草ノ両科卒業ノ目的相立且他ノ農学ニ関スル科目研究ノ余力モ有之卒業ノ上ハ農学上多少ノ鴻益ト可相成於当使必用ノ者故更ニ当使官費生徒申付三ケ年間米国ニ留学為致度候条至急御允裁相成度此段相伺候也

明治十二年四月卅日　開拓長官黒田清隆㊞

太政大臣三条実美殿

〔朱書〕「伺ノ通

明治十二年五月七日」㊞（太政大臣三条実美印）

〔道一〇七六六〕

三六四　観象台新築に付伺

農ノ五拾六号

上局㊞（鈴木）　札幌農学校㊞（森）㊞（加藤）㊞（下山）

検査課

㊞（長谷部）営繕課㊞（岩藤）㊞（中村）㊞（宮原）

一　金九百三円七拾弐銭弐厘　　観象台新築費

右者専門学科中天門学用トシテ新築之儀客歳中ヨリ教頭ホキラー氏より申立候処御入費取調等遷延終ニ期節切迫教授上差閊候条営繕課ニ於速ニ着手出来候様致度御入費之儀ハ予テ十二年度予算中ヘ概算金千円見積置候ニ付一時御繰換追テ期ニ臨ミ御支出相成候様致度此段相伺候也

明治十二年五月二日　　〔農〇七一〕

三六五　ペンハロー及び生徒等垂舞山博物採集調査の儀上申

＊上局㊞（鈴木）　札幌農学校㊞（森）㊞（加藤）

当校教師ヘンハロー氏博物採集ノ為メ左記ノ六名ヲ随ヒ本日発札垂舞山ヱ罷越候間此段上申候也

明治十二年七月七日

生徒　田内　捨六　足立元太郎　広井　勇
藤田九三郎　伊藤英太郎　佐久間信恭

＊ピーボテー義ヘンハローヱ同行致度旨申聞尤モ教頭ホキラーニ於テモ承諾ノ旨差懸タル義故即時聞届候間此段御通知及候也　　㊞（鈴木）

〔農〇七〇〕

三六六　黒田長官諭達書の回達

別紙長官殿喩達書及御廻候右喩達者全ク各地小学校教育所等ニ係リ候迄尓て我農学校ニ於而者固ヨリ右様之弊も無之筈ニ候得共為心得及廻達候也

七月十日　　理事課

各舎

銘々必ス小印或ハ華押ヲ捺シ周尾ヨリ返却之事

中根㊞　赤壁㊞　久島㊞　伊吹㊞　高木資斌㊞
高岡㊞　梶野四男吉㊞　原田成貞㊞　鶴崎㊞
八舎諏訪鹿三㊞　町村金弥㊞　池田鷹二郎㊞　岩崎行親㊞
拾二舎尾泉良太郎㊞　椙山清利㊞　武藤亥三郎㊞
大津和多理㊞　渡瀬寅次郎㊞　黒岩㊞　荒川㊞　大島㊞
柳本㊞　伊藤㊞　永井　毛受　山田義容㊞　堀

〔別紙一〕

方今学校ノ盛ナル地トシテアラサルナシ而シテ其生徒ノ風ヲ通観スルニ競テ容貌衣服ノ洋風ヲ擬シ実行ヲ舎キ講説ヲ事トシ動モスレハ衆ヲ会シ虚理ヲ演説スル如キ以テ高尚ニ驚セ日常行事ニ心ヲ用ユルヲ知ラス如此ニシテ改ムルヲ為サヽレハ異日卒業ノ生徒タル者ハ特ニ軽躁浮薄ノ講談師タランノミ何以実地有用ノ材ヲ成スヲ得ンヤ我

北海道ノ如キモ逐日学校ノ設立アレハ右等ノ弊風伝染ナカランコトヲ嘗テ希望スル所ナリキ然ルニ先般出張ノ際各地学校ノ実況ヲ察スルニ往々此弊アルヲ免レス慨嘆ノ折柄松方大蔵大輔帰朝ニ付欧洲各国学校ノ実況ヲ伝聞スルニ大略別記ノ通ニ有之都テ実用ヲ主トシ文弱虚飾ノ弊ニ流レシメサルノ意ニ外ナラス各位請フ之ヲ熟閲シ虚華ヲ祛ケ実行ヲ強ムルヲ服膺シ清隆ノ素志ヲ体察セラレ断然改良ノ法ヲ立急速施行アランコト企望ノ至ニ堪ヘス尚西村三等出仕ヨリ詳細可及協議候得共此段別テ申達候也

明治十二年六月五日　　黒田開拓長官

札幌　函館　根室　各書記官中

〔別紙二〕

松方大輔口話聞取書

欧洲各処ノ学校ハ其教育法何レモ皆実用ヲ主トシ華美ニ流レス当地ニテ想像スル様ノ事ニ非ス仏国巴里府中繁華ノ土地ニ於テスラ生徒ノ衣服等モ至テ質樸ニシテ下着ニメリヤス等ヲ厳寒ノ節モ用ユルコト絶テナシ是ハ少年ノ時ハ殊更ニ強壮ニ生育ヲ加ヘサレハ成長ノ期柔弱ニ陥ル憂ハ免レスト云フ

巴里ヲ距ル十里許ノ処ニテ農学校ノ祭礼ニ往キタルコトアリ都会ヲ離ル事僅ノ間ニシテ其風気大ニ異ナリ其質朴ナルハ言フニ及ハス即チ宴会ノ席モ土地ニ椅子テーフルヲ設ケ数十人羅列食事ヲナセリ此処ハ元豚ヲ飼ヒシ家ナルカ其後農具器械ヲ入ル丶所トナシ今度宴会ニ付暫ク農具器械ヲ外ニ出シ宴席トセシナリ来会ノ婦人等ニ至リテモ何レモ衣服ニ絹物ヲ用ヒタル者ヲミスト

同日生徒並近村ノ農民ヲ遊戯セシムルニ多クハ荒仕事ニシテ大ナル柱ニ石鹸ヲ塗リ其頂ニ登リ得ル者ハ褒美ヲ与ヘ至テ盛ナリ

龍動中或ル大学校ハ帽子ヲ用ユルヲ禁シ其衣服モ一種異リテ大ニ粗抹ナリ

仏国里温ニ商法学校アリ同地ハ有名ナル織物ヲ産出スル至テ盛ナル処ナレハ其学校ニテ学ハシムル事モ総テ生糸及織物ニ係ル二科ノ事ノミナリ

夏時湖水ニ入リ游泳ヲ為ス等都テ筋骨ヲ強壮ニスルニ注意シ我国ノ諸学校唯ニ外面ノ虚飾ニ馳セ容体ヲツクロヒ理論ノ高尚ニ流レ俗ニ云フ生意気ナル者トハ其風懸隔セリ

仏国農務省尓審査官ナル者アリ全国ヲ幾区ニカ分チ担任ヲ定メ時々巡視シテ農民ノ勤惰ヲ監督シ耕作牧畜等能ク手ノ行届ク者ヘハ褒美ヲ与ヘ否ラサル者ハ之ヲ責督スル等ノ処分アリ第一善ヲ賞シ競争心ヲ発動セシメ其業ノ進歩ヲ謀ルナリ右巡視官ノ能否ヲ監査スル為メ別ニ官員ヲ派出スルアリ能ク手ノ行届キシコトハ実ニ筆紙ニ尽ス能ハス

一日仏国今ノ大統領グレヴヰ氏等其外有名ノ人々集会ノ時或人博覧

会総裁カランツ氏ニ向ヒ会場ノ跡ノ処分ヲ問ヒシニ総裁答テ云之ヲ存シヲケハ種々議論モ起リ六ケ数〔ママ〕故寧ロ之ヲ毀ツ方可然ト因テ又夫ニテハ余リ甚シ何トカ処分ノ道ヲ聞タシ総裁云フ然ラハ此ニ三策アリ第一ハ会場ハ電信鉄道モ四方ヨリ掛リヲリ至テ便利故兵営ニ為スヲ善トス是説行ハレスンハ糧食ヲ儲フルノ場所トス是第二ナリ若シ是モ行ハレサレハ当時流行ノ美術館ナリト総裁ノ説大ニ面白シ博覧会場跡ヲ兵営ニスルハ武備ニ着眼スル所感服ニ堪ヘス其第三策ノ当時流行ノ美術館トハ誠ニ味アル語ナリ

〔農〇七二〕

三六七　予科生徒募集に付照会

七ノ廿三号

函館書記官　　札幌書記官

当地農学校予習科生徒ハ他日専門ノ学科ニ入ラシムルノ階梯ニシテ是迄十数名ノ通学指許置候処当年学期ヨリ大約下等小学卒業位ノ学力アル者ハ人員ノ多少ヲ問ハス入学指許候ニ付支庁管内ニ於テ官員ノ子弟ヲ始メ其他志願之者有之候ハヽ姓名御申越相成度尤授業料ハ毎月金五十銭ツヽニテ入用ノ書籍ハ凡テ貸渡し他ハ自費之筈ニ有之其学科ハ過日御廻し致置候報告書ニも掲載有之候得共為念写〔注〕ヲも相添此段及御照会候也

明治十二年七月十五日

追テ当節ハ暑中休業ニ付此休業ノ間ニ取調置来ル八月廿八日ヨリ共ニ起業可為致筈ニ有之候此段為念申添候也

〔注〕写を欠く。

〔農〇八三〕

三六八　第一期時間割及び授業分担表提出の件

百六拾四号

千八百七十九年七月三十日於札幌

札幌農学校長開拓大書記官調所広丈閣下

札幌農学校本科及予科次学年度第一期間日課程表閣下御参考之ため進呈候敬具

教頭ウヰルリアムフウヰーレル手記

〔別紙一〕

札幌農学校予科

自千八百七十九年至千八百八十年第一期

第一級

自八時三十分至九時三十分	実算学	市郷
自九時三十分至十時三十分	万国史	井川
自十時三十分至十一時三十分	英文典	宮崎

自十一時三十分 至十二時三十分　読方　作文　習字　宮崎

但月曜水曜幷金曜日

同　和漢学　長尾

但火曜木曜幷土曜日

第二級

自八時三十分 至九時三十分　英語学　井川

自九時三十分 至十時三十分　読方、綴字、定辞、書取、　宮崎

自十時三十分 至十一時三十分　地理　市郷

自十一時三十分 至十二時三十分　習字　宮崎

但シ火曜木曜土曜日

同　和漢学　長尾

但月曜水曜土曜日（ママ）

第三級

自八時三十分 至九時三十分　読方、綴字、定辞　宮崎

自九時三十分 至十時三十分　臆算術　市郷

自十時三十分 至十一時三十分　習字　井川

但月曜水曜金曜日

同　和漢学　長尾

但火曜木曜土曜日

自十一時三十分 至十二時三十分　英語学　井川

札幌農学校教頭ウヰルリアム、フウヰーレル手記

千八百七十九年七月三十日

〔別紙一〕

札幌農学校

自千八百七十九年至同八十年第一期日課程表

四年生

時間	自八時三十分 至九時三十分	自九時三十分 至十時三十分	自十時三十分 至十一時三十分	自十一時三十分 至十二時三十分	自二時 至三時	自二時 至四時
月曜日	地質学	物理学	農学	簿記法	兵学	
火〃		物理学	心神学	簿記法		顕微学
水〃	地質学	物理学	農学	農学討論		
木〃		物理学	心神学	簿記法		顕微学
金〃	地質学	物理学	農学	簿記法	兵学	
土〃		物理学	心神学	農学討論		

但耕地取扱法ハ適宜トス

三年生

時間	自八時三十分 至九時三十分	自九時三十分 至十時三十分	自十時三十分 至十一時三十分	自十一時三十分 至十二時三十分	自二時 至三時	午后
月曜日		果木栽培法	天門学	動物学		
火〃	作文暗誦	本草学	地誌学	動物学	兵学	

水〃		果木栽培法	天門学	動物学
木〃		本草学	地誌学	動物学
金〃		果木栽培法	天門学	動物学
土〃		本草学	地誌学	動物学

但手業ハ適宜トス

二年生

時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
自八時三分至九時三分	英語暗誦学	農学	農学	英語暗誦学	農学	農学
自九時三分至十時三分	本草学	生理学	本草学	生理学	本草学	生理学
自十時三分至十一時三分	農業及現実化学	農業及現実化学	英語暗誦学	農業及現実化学	英語暗誦学	農業及現実化学
自十一時三分至十二時三分						
自二時至三時			兵学		兵学	
自二時至五時	手業			手業		

分担表

化学本草学等　教授ペンハルロー

時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
自八時三分至九時三分	地質学		地質学		地質学	
自九時三分至十時三分	本草学	本草学	本草学	本草学	本草学	本草学
自十時三分至十一時三分	農業及現実化学	農業及現実化学		農業及現実化学		農業及現実化学
自十一時三分至十二時三分						
自二時至四時		顕微学		顕微学		

農学等　教授ブルークス

時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
自八時三分至九時三分		農業	農業		農業
自九時三分至十時三分	果木栽培法		果木栽培法		果木栽培法
自十時三分至十一時三分	農学		農学		農学
自十一時三分至十二時三分			農学討論		
	手業			手業	

土曜日	農業		農学討論

但シ三年生手業適宜　四年生耕地取扱法適宜

解剖学動物学英語学等　教授カッタ

時間	午前		午后
月曜日	自八時三十分至九時三十分	暗英語学誦	自十一時三十分至十二時三十分
火曜日	自九時三十分至十時三十分	作文暗誦 生理学	心神学 動物学
水曜日		暗英語学誦	動物学
木曜日		暗英語学誦 生理学	心神学 動物学
金曜日		暗英語学誦	動物学
土曜日		生理学	心神学 動物学

数学及土木学　教授ピーボデー

時間	午后			
月曜日	自八時三十分至九時三十分	物理学	自十時三十分至十一時三十分	自十一時三十分至十二時三十分
火曜日		物理学	地誌学	簿記法
水曜日		物理学	天門学	

風土測量及製図

木曜日		物理学	簿記法
金曜日		物理学	天門学
土曜日		物理学	地誌学

毎週三時間

兵学　少尉加藤

時間	午前	自午后二時　至三時
月曜日		兵学　四年生
火曜日		兵学　三年生
水曜日		兵学　二年生
木曜日		
金曜日		兵学　三級
土曜日		

以上

札幌農学校教頭

ウヰルリアム、フウヰーレル手記

千八百七十九年七月三十日於札幌

〔道〇三〇九七〕

三六九　荒川重秀外五名測量のためホイーラーに随い岩内へ出張の旨上申

校長㊞(調所)　農学校㊞(森)㊞(加藤)㊞(加藤)

三年生　荒川　重秀
黒岩四方之進
小野　兼基
内田　瀞
山田　義容
渡瀬寅次郎

右之者共測量ノ為メ教頭ホヰラー氏ニ随行本日発札岩内表江出張候間此段上申候也

明治十二年七月三十一日

〔農〇七〇〕

三七〇　農学校文庫縦覧許可の儀伺

農第百拾八号

上局㊞(鈴木)　農学校㊞(森)㊞(加藤)

本校文庫之内洋書者二階上へ漢籍者階下ニ排列シ衆庶之縦覧差許度旨教頭ヨリ申出候間御許可相成度右御允裁之上者多少庫内之修繕ヲ要ス義モ可有之候条逐而営繕課ニ於而為積更ニ可伺出此段相伺候也

十二年八月九日

逐而縦覧取締規則及広告等ハ調製之上更ニ可伺出候也

〔農〇七一〕

三七一　兵学演習のため市街等武装行進の旨通知

校第弐百七拾弐号

警察課　農学校

本校専門科生徒兵法演習ノ為メ自然兵器ヲ携帯シ隊伍ヲ組ミ市街其他近村等往復候義も可有之候ニ付此段予而御通知及置候也

十二年九月四日

〔農〇八一〕

三七二　函館にて開設の農業仮博覧会出品目録上申

校長㊞(調所)　校園係㊞(森)㊞(吉田)㊞(大里)

函館ニ於テ開設ノ農業仮博覧会へ出品物別紙目録之通差出度旨教師ブルツクス氏より申出取調差出候条此段上申候也

明治十二年九月三十日

〔別紙〕

明治十二年十月

函館博覧会出品目録

明治十二年十月十一日

出品者　石狩国札幌郡札幌農学校園

札幌農學園

	物名	種類	産地	蒔植	採収	培養	施糞	数量	売価
植物	玉蜀黍	ワンシヤカム	校園	六月五日	十月四日	三本ニ付鯡〆粕一握		三升穂十二	一升一本
	同	ステツビンス		六月三日	十月四日	一「エーカル」灰十二「ブツセル」〆粕二百斤		同右	同右
	同	白フリント		六月二日	十月三日			同右	同右
	同	ストエル常磐甘味		十月一日					一升一本
	同	クロスベイ早熟甘味		六月廿五日	九月廿五日			三升穂十二	一升一本
	同	白色爆(ペ)	園中新墾地	五月卅一日	十月一日	肥料ヲ用ヒス		同右	十錢一錢
	小麦	白	校園	十一年九月	十二年七月	バーンヤードノ小量		三升	一升八錢
	燕麦	オレゴン		五月十五日	八月	今年ハ無シ		同右	五錢
	同	カナデヤシ		五月	八月			同右	同右

同

大麦	日耳曼二行	五月十六日	毎エーカル灰十二ブッセル及絞粕	同右	同右
同	ヲーレーゴン	八月廿九日		同右	同右
豌豆	カアタル第一早熟	五月	バーンヤート肥料	三升	不売
	青色イムペリアル	八月	同	同	同
	クロスベイ早熟	七月三日	同	同	同
	黒眼大形	五月二日	同	同	同
牧草種	ハンガリヤン	七月十九日	同	同	同
	チモセイ	五月二日	同	同	同
	レットトツプ（紅頭）	七月六日	同	同	同
牧草種	オーチヤルド	六月十六日	同	同	一升八銭
		九月			
苜蓿	紅	五月五日	今年無シ	二升	不売
		八月十四日			
甜菜種	白	五月五日	今年無シ	二升	不売
		八月十一日			
	白イムペリアル	七月廿九日	同	同	同
	砂糖	五月五日	同右	同	同
	ビルモリン	八月三日	同	同	同
	砂糖	七月十八日			
蕪菁種	カアタルスイムペリアルスキード	五月一日	バーンヤード肥料	一升	同
		八月十一日	同	同	同
		五月一日	同	五合	同
		七月			

同

甘藍種	レイングスキード	五月一日	同	一升	同
	早熟ゼルシイエークフイルド	五月一日	同	同	同
葱種	黄色ダンバルス	八月廿五日	同	同	同
	早熟紅球	八月廿五日	同但昨年ニ於テス	同	同
	エザルフイルト大形紅色	八月廿五日	同右	同	同
蘿蔔種	倫頓長形緋色	九月	バーンヤード肥料灰及絞粕	五合	一合三錢
亜米利加防風種	凹頭	七月	同右	五合	一合十錢
葱	大形黄色	九月廿二日	十一年十月バーンヤート肥料十二年九月メ粕六百斤及灰二十ブツセル但シ一エーカルニ付	八升	一升十錢
	白色葡萄牙	十月二日	同	同	同
	黄色タンバルス	九月廿二日	同	同	同
	紅球	同	同	同	同
	エザルフイルド大形紅色	十月二日	同	同	同
胡蘿蔔	早熟短角	九月十一日	十一年十月バーンヤート肥料	同	一升六錢
	早熟紅角	同	同	同	同
	ダンハルス	十月三日	同	同	同
	長形柑色	同	同	同	同

同							
燕菁	白色ベルジヤン	同	七月九月廿日	同	一エーカルニ付メ粕六百斤灰二十ブツセル	同	一升四錢
	紅頭		七月十月三日		豌豆収獲後於テシ肥料ナシ	同	同
	白頭		六月十三日十月末ヲ至当トス		一エーカルニ付メ粕六百斤灰二十ブツセル	一升三錢	同
	カアタルスイムベリアルスキード		六月十二日	同	バーンヤード肥料	同	同
	レイングススキード		五月廿一日十三年四月ヲ至当トス		同	同	同
亜米利加防風	凹頭		同右		同	同	同
甘藍（ケヤッベイジ）	大形ダツチ		五月一日十月四日		バーンヤード糞	一個四錢	一個四錢
	早熟セルシイ		同		同	同	同
	フオツトラル鼓頭形		同		同	同	同
	改良米利堅サボイ		同		肥料ヲ用ヒス	八升	一升三錢
馬鈴薯	早熟薔薇色	園中新墾地	五月十七日九月廿三日		同	四個	一個十五錢
南瓜（スクワッシュ）	マーブルヘツド	校園	六月五日十月二日		バーンヤード肥料雑糞	同	同
	ハツバード		同		同	二	一個三十錢
	ヌーブルベツトマンモース		同		同	六	同六錢
	夏熟曲頸		同		八月ニ於テ熟ス	同	同六錢
冬瓜（ボンキン）	砂糖	玉蜀黍中ニ培養ス	六月八日九月卅日			五	同六錢

製造物								
物名	製造人名	製造地名	効用	数量	売価			
水抜瓦	石狩国札幌郡札幌農園雇石川安五郎		湿地ノ畠土中ニ埋メ捌水ニ用ヒ	大小	不分明	同		
甜菜	改良米利堅砂糖					同		
同	ビルモリン砂糖					同		
同	白色砂糖					同		
同	黄色球形マンゴルドウルゼル					同		
同	ノルビトン大形マンゴルドウルゼル					同		
同	紅球マンゴルドウルゼル					同		
同	ハツチスブラツドタニツプ					同		
同	長滑黒赤色					同		
同	埃及					同		
甘蔗種	早熟アムバー		五月廿日十月四日	一エーカルニ付メ粕六百斤灰二十ブツセル	八升	三升	一升十錢	
甘蔗	同右			バーンヤート肥料	五荃			

三七三　演武場に装置する塔鐘の注文に関する件

北海道札幌ニ於テ
千八百七十九年十月八日
開拓長官黒田清隆閣下

札幌農学校ニ装置スベキ塔鐘ノ注文ノ成就ハ本使ノ意ニ適セザル旨ヲ了承セリ仍テ謹テ乞フ該註文ノ始末ト手続トヲ略述シテ以テ閣下ノ注意ヲ惹起センコトヲ但シ余ハ該鐘装置ノ為メ敢テ其方法ノ変更ヲ来スヲ希フニ非ス惟々第一ニ当地方庁ヲ経テ閣下ノ命セラレタル旨趣ハ厳重之ヲ順セシト第二ニ其註文ヲ受ケタル者モ亦タ能ク其主意ヲ体セシトノ事情ヲ閣下ノ考覧ニ供センコトヲ欲スルノミ

第一　演武場ニ於ル閣楼ニ装置ノ為メ鐘ト打鐘機ヲ具フル塔鐘トヲ米国ヨリ購求スベキ旨長官閣下ヨリ示令アリタル趣今ヲ距ル一年前校長ヨリ承知シ而シテ本使ニ於テ認可シ且伝達スベキニ付其註文書ヲ草スベキ旨倚頼ヲ蒙ムレリ

依テ余ハ直チニ校長ニ告テ曰ク該閣楼タルヤ当初単ニ鐘楼ノ為メニ造営セシモノナレバ（其為メニ業已ニ鐘ノ註文アリキ）此ニ鐘ヲ据ヘ得ベキヤ甚タ疑ハシト斯ク予メ本使ニ此懸念ヲ陳告セシヲ以テ其装置ノ為メ塔楼ニ変更ヲ要スルコト精々些少ナルベキ簡単ノ鐘ヲ注文スベキ旨ヲ望マレリ

是ニ於テ前述ノ達ニ由リ左ノ書ヲ調整セリ

（写）

日本札幌ニ於テ千八百七十八年十月廿五日
紐育府ブロードウエヤ五百五拾弐番
ホワード時辰鐘商店御中

日本帝国政府開拓使ニ代リ札幌農学校用塔鐘ヲ貴店ニ注文スルノ委任ト依頼ヲ受ケリ

該鐘ハ巨大ナル已造ノ家屋（演武場）ニ於ル楼閣ノ中ニ装置スル目論見ナリ而シテ該家屋ノ頂ニ大約六英尺角ニシテ高七英尺強ノ閣楼ヲ存ス該鐘ハ方三面ニシテ鳴鐘ノ機ヲ具ヘ而シテ市内ノ準鐘トモナスベキガ故ニ時辰ノ規正ヲ保ツベキモノヲ要ス但シ鐘ハ当地ニ於テ出来ノ積ナリ

若シ注文通リ鳴鐘ヲ帯ヒ且其四方ノ三面ヘ針盤ヲ示セル鐘ヲ現存ノ閣楼ニ掲ルヲ得ズトセバ之ヲ装置スル為メ塔楼ニ変更ヲ要スルコト精々些少ナルベキ相当ノ時鐘ヲ供センコトヲ欲ス且入用ノ場積ト略記ト之ヲ掲載スル方法幷ニ注意スベキ事柄等詳細書送セラルベシ

本書ハ在和盛頓日本公使館（特命全権公使吉田清成閣下）ヲ経由シテ伝達致スベケレバ日本ヘ物品送致方等委細同館ヨリ御承知ナサルベク且代価ハ同館ヨリ請取ラルベシ荷造方ハ格別念入レ粗略

ノ取扱且運送中湿気ヨリ敢テ損害ヲ蒙ラサル様精々御注意アリタシ以上

札幌農学校教頭ウヰルリアムフウヰーレル手記

此註文書ハ何レノ廉ニ於テモ一言一点ノ故障ナク開拓使ニ於テ受理認可シテ発達セラレタリ即チ其承認ニ因テ此註文ハ本使ノ注文トナリシナリ

第二　去ル六七両月ニ時辰鏢ハ総テ安全ニ札幌ヘ到着セリ但シ之ヲ掲載スルノ方法及ヒ注意ノ点幷ニ入用ノ場積限界ヲ示セル詳細ノ書目幷図ヲモ添ヘタリ

之ニ就テ即チ知ル凡ソ自鳴塔鏢ハ其場積ヲ細小ニ限リタルモノト雖トモ少クモ二区域ノ場ヲ有セザルベカラズ其一ヲ機械ニ他ノ一ハ鐘ト打鐘鎚ヲ入ルヽ為メナルヲ

尚願クハ指針ヲ進退回転セル歯輪ヲ列ル第三ノ区域アランヲ此外面ニハ即チ針盤ヲ掲クルナリ

其他凡ソ塔楼ハ時辰器ヲ運転シ打鐘鎚ノ働ヲ起ス秤錘ノ為メニ井ノ如キ通路ヲ設ケサル可ラス此通路ハ万一秤錘ノ落ルコトアルモ敢テ家屋モ時器ヲモ損害セザラシメン為メ直下ニ地面ニ通達スベシ而シテ其深キコト（訳者曰ク地下ノ深サニ非ス）四十英尺乃至八十英尺タラシムベシ将又時機鐘及錘ハ地上ニ充分堅牢ナル支台ヲ設ケテ之ニ揚ケザルベカラズ而シテ其台ハ専ラ此等ノ重量ニ堪フルノミナラズ学校ノ課業ニ就クヲ報ゼン為メ（毎日度々）鳴鐘スル毎ニ鐘ノ震動スルノ強キヨリ起ル烈シキ動揺ニ堪ヘザルベカラズ鐘幷ニ掲載スベキ附属品ノ重量ハ五百磅余ナリ時器ハ七八百磅トシ二箇ノ秤錘ハ無慮三百磅ナリ之ヲ合算スレバ千五百磅ニシテ即チ殆ト一噸ニ近シ加之一日六回乃至十回重量五百磅ノ動揺ニ堪ヘズンハアラズ

是等ノ情実ヨリシテ余ハ閣下ニ向テ断言セザルヲ得ズ曰ク現在ノ鐘楼ハ閣下ノ目論見ニ応シテ供給セラルベキ時辰器ヲ掲ルニハ全ク其用ヲ為サヾルモノナリト而シテ斯クノ如キ事ハ「ホワート」時辰器商店」ニ於テハ必ス察知セシモノナラン是ニ於テ現存ノ塔閣ニ掲クベキガ如キノ時辰器ハ之ナキヲ以テ該商店ニ於テハ政府ノ注文ノ旨ニ従ヒ之ヲ装置スルニ鐘楼ニ変更ヲ要スルコト精々些少ニシテ然モ我カ要スル如ク時辰ノ標準トモ成ルベキ時辰器ヲ供給セシ義ト確信ス

偖現在ノ塔即チ鐘楼ノ格別不適当ナルト該楼ノ存スル家屋ト屋背ノ堪力ノ不充分ナルトニヨリ経済上ヨリシテ之ヲ視レバ精々些少ノ変換ハ該鐘楼ニ代フルニ基礎ヲ堅確ニシテ現今玄関ノ存スル場所ニ大約十二英尺角ニ木材ヲ以テ能ク製造セル堅牢ニシテ然モ簡単ナル塔ヲ建築シ鐘及針盤ノ地位ハ屋脊ノ上ニアルベキ程ニ高ク作ルヲ良トス是レ余カ精シク点検ノ上最良ト確知スル所タリ今此営繕ノ要用ヲ来セシモノハ当初単ニ鐘ヲ置クニ足ルノ目算ヲ以テ造営セシモノナ

ルガ故ニ今新ニ一ノ目論見ヲ起セバ随テ他ニ所要ヲ生スル亦自然ノ理ナリ

余ハ他ニ御用アリテ出張シタレバ不在中余ニ代リテ事ヲ弁センコトヲ教授ペンハルローニ依托シ同人即チ之ヲ勉メリ而シテ窃教授ペンハルローヨリ本使ニ此不満足アル趣ヲ初メテ伝承セシハ即チ此時ナリ工業局ニテ塔楼ノ図面ヲ製シ其建築費ノ見積ヲ聞キシニ大約一千五百円トナリ此価格ノ法外高貴ナルハ閣下ノ知リ玉フ所ナランコト余亦タ之ヲ解スルナリ余ノ見ル所ニ拠レバ相当ノ塔楼ハ余ノ前ニ陳述セシモノ一切ヲ合セテセメテ右価額ノ三分一ヲ以テ建築スルヲ得ベキカ如シ

仮令ヒ如何ナル故障アリテ閣下ノ当初ノ企図ヲ成就セラルヽニ至ラザルモ是敢テ本使ノ目論見ヲ不注意ニ打過セシヨリ生ゼシニ非ス其商社ニ於テ政府ノ注文ニ違背セシニモ非サル義ハ閣下請フ宜シク之ヲ明諒シ玉ハンコトヲ是レ余カ殊更ニ閣下ニ希フ所ナリ

閣下ノ素ト本件ヲ学校ノ為メニ注文シ玉フノ緊要ナルハ余一日モ之ヲ忘ルヽ能ハズ且ツ此鐘楼ヲ得ルニ至ラバ当道ノ首府タル此札幌ニ於テ精密ノ天時ヲ確定保持シ将タ又電信ヲ以テ全道中ノ要地ニ真正ノ時刻ヲ報道スルハ農校ノ観象台ヲ以テ最モ便トス加之日久之カ為メニ農校ハ便益ヲ得ル最モ大ナレバ其責任タル当初本使ノ求メラレシ所ニ対シ少ク大ニ過クルガ如シト雖トモ余ハ之ガ為メニ閣下ノ賢明ノ目的ヲ廃セラルヽガ如キナカランコトヲ敢テ再拝伏希スルナリ閣下ノ注意ヲ乞フニ余リ冗長ニ渉リタラバ幸ニ恕シ玉ヘ余ノ懇請スルハ只公明ヲ以テ諸人ヲ待チ且閣下ノ孜々トシテ進達ヲ勉メ玉フ事業ノ真正ナル成果ヲ欲スルニアルノミ恐惶敬白頓首再拝

札幌農学校教頭ウヰルリアム、フウヰーレル

〔道〇三〇九七（ホイーラー八三）〕

三七四　教師ブルックス雇継拒絶等に関する意見

贈第二百八号

札幌農黌ノ安逸ニ大関係ノ一件則チ現今教師ウイルリアム、ブルークス氏担当ノ理論上ノ農業及ヒ農黌園将来ノ取扱ヒニ関係ノ事ヲ記ルシ謹テ閣下ノ注意ヲ仰カント欲スルナリ当政府ニテ教師ブルークス氏ニ雇続キノコトヲ商議アリシ処同氏之ヲ承諾セザル故同氏ヲ雇続キ或ハ又其相続人ヲ定ムベキ旨ノ依頼状ヲ余ハ昨日始メテ落掌シ公然此一件ヲ承知セリ抑々教師ブルークス氏ハ開黌以来該黌ノ諸事務ヲ自ラ担任シ能ク之ニ熟煉シ且該黌ノ最モ盛大ニ進歩スル年限中殆ト三ヶ年モ其教員ノ職務ヲ奉シ又農校ノ便益及ヒ緊要ノ件々ヲ熟知スル廉ヲ以テ同氏ヲ現今ノ農学教師幷試験園取締委員ノ撰挙ニ当テタリ同氏ハ然ルニ該校ノ目的ト方法トニ悉ク注意シテ其良好ノ結果ヲ得ンタメ熱心尽力セザル処ナシ且其性タルヤ慎ミ深ク且正直一

方ノ気質ニシテ未曾有ノ経済法ヲ施シテ其依托サレタル会計ノ事務ニ従事セリ実ニ同氏ニ付テハ是等ノ良キ原因アルヲ以テ或ル忠告ヲ為シ或ハ又其事実ニ付テ新タニ説ヲ作リ又生徒ヲ始メ該校ニ関係ノ諸公益ヲ説キ又北海道ノ農校ノ世評及ヒ其変セザルヘキノ美事ヲ説ク存念ヲ引起スハ敢テ不適当ト云フベカラザルヘシ故ニ前件ノ原因ヨリ数ケ条ノ美事ヲ掲ケ以テ教師ブルークス氏ノ為メ本使ニ於テ今一層ノ看顧ヲ加ヘ良考アリテ然ルベシ（訳者云若干ノ増給アリテ然ルベシト云フガ如シ）偖教師ブルークス氏ハ元来金貨ニテ弐千五百弗ノ俸給ニテ三ケ年間ノ雇入レノ約条ナルヲ政府ニハ之ヲ銀貨ニテ三千弗ノ俸給ニテ尚雇続クヘキノ商議ヲ為セリ因テ今之ヲ計算スレハ三ケ年ノ中ニ名義ニテハ金高二割ノ増額ニシテ実際ノ増給ハ即チ八分ナリ然ルニ始メ教師ペンハロー氏ハ金貨弐千五百円ニテ教師ブルークス氏ト殆ト同シ俸給ニテ雇入レニ成リシガ教師ペンハロー氏ハ三ケ年ノ中ニ金貨三千百弗ヲ受取リ又三ケ年三ケ月ノ末ニ至リ銀貨三千六百弗ノ俸給ニテ再ヒ雇続キニ成リシ故之ヲ計算スレハ名義ニテハ凡四割五分ノ増額ニシテ実際ノ増給ハ則チ三割ナリ又余カ自固ノコトヲ云ヘハ右ト同シ頃ニ増給セシハ名義ニテハ六割ニシテ其実際ノ増給ハ凡ソ四割四分ナリ又近来雇入レニナリシ「ドクトル（医師）カツター氏ニハ漸ク三ケ年間奉職ノ後チニ至リテ教師ブルークス氏ニ銀貨ヲ以テ支給セラルヘキ処ノ金額ヲ金貨ヲ以テ之ニ給セラレタリ又教師ピーボデー氏ニモ始メ雇入ノ頃ニハ此ブルークス氏ト同シ金額ヲ支給セラレタリ然ルニ元来此一件ヲ如此喋々陳述スルモ到低会計上ニ拘ハル俸給ノミノコト故政府ニ取テモ又教師ブルークス氏ニ於テモ割合ニハ些細ノ事件ナル故能ク了解アリタキコトナリ併シナガラ教師ブルークス氏ニ限リ如此ク著シク俸給ヲ区別シテ減少セラルヽ其次第ハ余ハ更ニ知ラザレトモ是等ノコトハ教師ブルークス氏ヨリ直チニ発言スルトキハ大ニ不体裁故余自カラ之ヲ閣下ニ上申ス然ルニ開拓使ニ於テハ事実素ヨリ万々承知アルコト故更ニ是等ノ辨解ハ無用ニ属スベケレトモ今教師ブルークス氏ノ開拓使ニ奉職シテ農校ニ勤メ続キヲ要スル件々ニ付余カ慎テ勘考セシケ条ヲ謹テ爰ニ閣下参考ノタメ開陳ス

第一条　人トシテ理論上ト実際上ノ農業ノ両課ノ職掌ニ能ク適スル者ヲ得ルハ最モ難シ又各種ノ官員ノ中ニテ世界中ニ農校ニ良好ノ教員ヲ得ルハ至テ容易ナラザレトモ教師ブルークス氏ノ撰挙ハ前ノ教頭クラルク氏ノ自カラ札幌農学校ノタメニ最モ適任ノ者ト鑑定セシ所也

第二条　札幌農校ノ教員ノ中ニ初発ヨリ教師ブルークス氏程最上ノ勤効ヲ現ハシタルモノナシ又同氏ノ担任スル職務程能ク其任ニ適シタルハ外ニナシ将又同氏ハ農学上ニ於テハ最モ博学ニシテ其品行并性質ノ最良ナルヲ以テ開拓使ニ於テ同氏ハ農黌教員中ノ大緊

要ナル職務ヲ負担シ則チ農校ノ教頭トシテ至極善良且頼母敷人物ト勘考アリテ然ルベシ

第三条　方今教師ブルークス氏ノ負担スル各種ノ事業ハ亜米利加ニアル同種類ノ学校ニ於テハ通常両人ニテ担当スル処ナレトモ其依托サレタル職務ハ盛大ニ為サント欲スル只熱心ノ厚キニ依リ能ク之ニ従事スルコトヲ得タリ

第四条　今新任ノ者ヲ入レ変革為ストキハ学校ノ緊要ナル便益ト方向ヲ幾分毀損害スルハ必ラス疑ヒアルヘカラス又教師ブルークス氏ニ於テハ手広ク且順序良キ方法及ヒ善良ノ目的ト鍛煉ニ依テ其職務ヲ奉セリ故ニ今充分ノ目的ヲ得テ漸々進歩ノ景況ニ至レリ併シ今同氏ノ職掌ヲ他人ニ譲リ担当セシムルトキハ教師ブルークス氏ノ目的トスル処ヲ怠リ自カラ其進歩ノ度ヲ大ニ失スルニ至ルベシ然ルニ能ク熟考シテ定メタル方法ヲ怠慢ナク固守スルハ都テ良キ起業ヲ仕遂ルニ於テハ最モ肝要ナリ故ニ若シ之ヲ固守セザルトキハ之レ其大事ヲ仕損スル基ヒナリ又農校関係ノコトニ於テハ是迄教師ブルークス氏ノ着手セシ処ノ事業ハ一トシテ農校生徒ノ教ヘトナラザルハナシ然ルニ従来漸々成熟ニ及ヒ或ハ又既ニ成熟セシ処ノコトヲ今将サニ転覆セントスルノ勢ヒナリ故ニ若シ此転覆或ハ変革アルニ於テハ該校生徒ノ学業上ノ混難最モ多カルヘシ

第五条　農校園ノ事務ヲ担当スル外国人ノ取締役ニテ北海道ノ気候ト土質ノ格段ナルヲ知リ之ニ適スル植物或ハ之ヲ植附ル方法時季及ヒ収獲等ノ事ノ適不適ハ実際之ヲ少クモ三ケ年間研究鍛煉スルニ非サレハ充分知ルコト能ハザルヘシ故ニ又講堂ニ於テ農学ノ講義ヲ為シ例ヲ上ルニモ同様ノ訳ニシテ前件ノ知覚ヲ要スルコト最モ大ナリ

前件ノ次第ニ因テ農校ノ教官中ニ教師ブルークス氏ノ職掌程此三ケ年中ニ貴重スベキ価格ヲ増シタルモノナシ

第六条　教師ブルークス氏程此地ニ於テ都テ公私ノ差別ナク其事業上ニ於テ実功ヲ奏シ得ヘキ良キ保証ヲ為スベキモノナシ故ニ今他人ヲ人撰スルモ同氏程ノ人物ヲ得ルハ前ノ教頭クラルク氏ニ於テモ亦余ニ於テモ恐ラク容易ナラザルコトト信ズルナリ

第七条　教師ブルークス氏ニ於テハ只他ノ教官ト別段少シモ不快ノ区別ヲ受ルニ非ザレハ閣下ノ命ヲ遵奉シ日本皇帝国政府ニ勤続キノ商議ヲ得ルハ悦フ処ニシテ之レ同氏ノ自カラ願フ処ナリ因テ余ハ札幌農校ニ従来種々尽力セシ処ノ内ニテ近来該校ニ尽ス処ノ一トシテ余カ熟考決心セシ処ヲ如此ク此願書ニ記載シ前件ノ証拠ヲ掲ケ以テ賢明タル閣下ノ参考且良好ノ判決ヲ得ンタメ謹テ之ヲ閣下ニ進呈ス

乍去前件採用ナク余ニ依托トアラハ尚精々力ヲ尽シ他人ヲ人撰スベシト頓首敬白

千八百七十九年十月十七日

在日本札幌

札幌農校教頭ウイルリアム、ウイーレル

在東京

日本皇帝国開拓使

開拓長官黒田清隆殿閣下

〔道〇三七〇五（ホイーラー八四）〕

三七五　卒業証書雛形提出の件

第二百九号

千八百七十九年十一月十日札幌ニ於テ

札幌農学校長開拓大書記官調所広丈閣下

札幌農学校卒業生ニ授与可相成卒業証書之雛形呈供候ニ付テハ可成速ニ東京ニ於テ彫刻相成様謹テ薦告仕候

願クハ拙子東京滞在中助力周旋致シ候義宜敷ラント存候敬具

札幌農学校教頭ウヰルリアム、フウヰーレル手記

〔別紙〕

何　某

大日本帝国政府開拓使札幌農学校ハ教員ノ薦告ニ由リ本校学科卒業ノ証トシテ得学士ノ学位ヲ授与ス

札幌ニ於テ明治　年　月　日即チ西暦一千八百　年七月　日

開拓長官

学校長

教　頭

〔道〇三〇九七〕

三七六　米国で購入の書籍発送の旨申入

札第五百八拾四号

東京三等出仕

札幌書記官

書　記　官〔朱書〕「小牧」

本年五ノ三号ヲ以テ農学校文庫用書籍類米国ヘ注文致置候処別紙之通リ到着候ニ付今通済丸便ヲ以テ遥送候条御領収相成度此段申進候也

十二年十一月十三日

〔別紙一〕

贈第二百六号

アメリカンジュルナルヲフサイヤンス米国術学新聞只今釘装シタルモノヲ得ル能ハス

ロベルト氏医術書地ヲ払フニ至リ現今再版用意中ナリ

ランケストル氏動物論未タ発兌ニ至ラス

プロクトル氏星名目録書ハ新版用意中ナリ
デイツ氏物理論方同断
諸病ノ歴史当時絶版
カビテインマゴ氏一代記右同断

報

在札幌ウイルリアムホイーレル君

〔別紙二〕

書名目録　部数　一部ニ付元価　減シ高　代価

リツピンコツト商社

フライシヤル氏分析法	一	二弗五十セント	四分ノ一	一弗八十八セント
ニウカム氏天文書	一	四弗	十分ノ三	二弗八十セント
各国術学教授書（インタルネシヨナル、サイアンスセーリーフ）	二	一弗五十	同	二弗十セント
同	一	一弗七十五	同	一弗二十三
ハキスレー氏理学	一	二弗五十	同	一弗七十五
同氏有脊骨動物解剖書	一	二弗五十	同	一弗七十五
同氏無脊骨動物解剖書	一	二弗五十	同	一弗七十五
ミバート氏解剖書	一	二弗	同	一弗四十
ハキスレー氏生理学	一	一弗七十五	同	一弗二十三
フラウエル氏骨格論	一	二弗	同	一弗四十
現時術学教授書（コーテンポラリーサンヤンスセーリーズ）	四	一弗七十五	三分ノ一	四弗六十七
同	一	二弗	同	一弗三十三
衛生論	一	二弗	十分ノ三	一弗四十
子ヲ生スル動物機械ノ理	一	三弗	五分ノ一	二弗四十
ゲーゲンバウル氏比較的解剖書	一	七弗	十分ノ三	四弗九十
アガシス氏考究ノ方法	一	一弗五十	同	一弗五
ウーヅ動物論	四	六弗	同	十六弗八十
ヲートン氏比較的動物論	一	二弗二十五	同	一弗五十八
カツタル氏解剖書第二巻	二十	一弗三十五	同	十八弗九十
ワルレーシ氏動物論二巻	一組	十弗	同	七弗
ワーレン氏器械書二巻	同	七弗五十	二割二歩	五弗八十五
ブライアントストラツトン合著簿記法	一	二弗七十	六歩減	二弗五十四

チンダル氏著理学	一	二弗	十分ノ三
プロクトル氏著理学	一	一弗七十五	同
テイン氏英国記事	二	二弗五十	同
同氏英国文学 二巻	一組	六弗	同
ラグビーニ於テ「タムブラウン」ノ履歴 小説物ナリ	一	一弗	同
ヲキスフオルド」ニ於テ同氏ノ履歴	一	二弗五十	同
ラム氏著 シエキスピーヤ人詩文集	一	一弗二十五	同
アダム氏英文学全集	一	四弗	同
閑暇文集（ライト、アウル、セーリース）	一	一弗	同
パートン氏狂歌	一	三弗	同
詩歌集	一	四弗	同
詩名家集	一	二弗	同
リツトルクラツシツク	十六	一弗	同
フイルド氏旅行費	一	四弗	同
若年米人外国旅行記 六巻	二組	九弗	同

一弗四十	一	一弗五十	同
一弗二十三	一	十弗	同
三弗五十	一	三弗	同
四弗二十	一	一弗七十五	同
七十セント	一	三弗五十	同
一弗七十五セント	二	三弗五十	同
八十八セント	一	五弗	五分ノ一
二弗八十セント	一	十弗	十分ノ三
七十セント	二	一弗五十	同
二弗十セント	一	三弗	同
二弗八十	一	一弗二十五	十分ノ一
一弗四十	冊二	一弗	十分ノ三
十一弗二十	一	一弗五十	同
二弗八十	一	一弗七十七	同
十二弗六十	二	二弗	同

スマイル氏全世界旅行記	一	一弗五十	同
暗夜ノ国	一	十弗	同
プライム氏各国旅行記	一	三弗	同
ユーセフ	一	一弗七十五	同
ヲキサス川遠征景状	一	三弗五十	同
ヘーヤ氏羅馬旅行記	二	三弗五十	同
スチエワード氏各国旅行記	一	五弗	五分ノ一
グレー氏清国景状	一	十弗	十分ノ三
バヤードテーロル著書	二	一弗五十	同
自由論	一	三弗	同
クアケンボス氏古代文学	一	一弗二十五	十分ノ一
アボツト氏歴史	冊二	一弗	十分ノ三
ヒツギンソン氏 米国子供ノ談	一	一弗五十	同
グリーン氏英国史	一	一弗七十七	同
東那〔ママ〕古代歴史	一	五弗五十	同
書生読本歴史（スチユデントセーリース）	二	二弗	同

一弗〇五	
七弗	
二弗十	
一弗二十三	
二弗四十五	
四弗九十	
四弗	
七弗	
二弗十	
二弗十	
一弗十三	
二十二弗四十	
一弗〇五	
一弗二十三	
三弗八十五	
二弗八十	

八十日ヲ以テ各国旅行スルノ談 小説物	一	一弗五十	同	一弗〇五
二万里 小説物ノ表題	一	二弗五十	同	一弗七十五
地球ノ中心迄ノ旅行 小説	一	三弗	同	二弗十
地球ヨリ大陰迄ノ旅行 小説	一	三弗	同	二弗十
スール氏相似字々書	一	二弗	同	一弗四十
バートレット氏名文集	一	三弗	同	二弗十
ヲンデルウード氏英文学	廿一	二弗五十	同	三十六弗七十五
前三百年間英文学	一	二弗	同	一弗四十
シスモンジ氏英文学	一	二弗七十五	同	一弗九十三
ボーン氏文庫	一	一弗五十	三分ノ一	一弗
シヤウ氏英名文集	三	一弗七十五	十分ノ三	三弗六十九
同　米国名文集	三	一弗五十	同	三弗十五
諸書目録	一	一弗七十五	同	一弗二十三
ベンジヤミン氏著画工	一	三弗五十	同	二弗四十五
独逸民情	一	一弗五十	同	一弗〇五
人間ノ方向	一	一弗二十五	同	八十八セント
ピールス氏著サムネル一代記	一	六弗	同	四弗二十
米国民情	一	二弗	同	一弗四十
欧洲民情	一	一弗五十	同	一弗〇五
妻ヲ娶ラサル人ノ思想 小説	二	一弗七十五	同	二弗四十五
ガルトン氏英国理学者	一	一弗	同	七十セント
フオストル氏生理学	一	六弗五十	同	四弗五十五
風景ノ詩集	廿七	一弗	同	十八弗九十
ジルクス氏英国景況	一	一弗五十	同	一弗〇五
ロルフ校シエキスピーヤ詩集	十五	七十五セント	同	七弗八十八
ベイルド氏術学年報	二	二弗	同	二弗八十
スタンホルド氏比較的地理学	一	十弗五十	五分ノ一	八弗四十
ミラル氏化学 全二巻	廿組	一組十弗	四分ノ一	百五十弗
ガノー氏物理学	十	五弗	同	三十七弗五十
ベイルド氏術学年報	六	二弗	十分ノ三	八弗四十

カーペントル氏精神論　一　三弗　同　二弗十
ウーヅ氏亜弗利加人種論　一　六弗　同　四弗二十
マクアリストル氏動物論　一　一弗　同　七十セント
チヤレンガン号艦航海日記　一　二弗　同　一弗四十
風景ノ詩集　二　一弗　同　一弗四十
仏国民情　一　一弗五十　同　一弗〇五
ジョンソン氏美術論　一　七十セント　同　四十九セント
ロルフ校シエキスピーヤ詩集　一　七十五セント　同　五十三セント
名詩集　一　二弗　同　一弗四十
デラマートル氏脩飾筆法　一　二弗　五分ノ一　一弗六十
スチユワート平時戦時ノ土木学　一　五弗　同　四弗
毎月術学新聞　九　三弗五十　十分ノ三　三十二弗〇五
ハーパル毎月新聞　五十七　三弗　同　百十九弗七十
クレイク氏英文学　一　五弗　同　三弗五十
ハービー氏ウエブストル一代記　一　三弗　同　二弗十
ウイルソン氏衛生論　一　三弗　五分ノ一　二弗四十
エクレクチツク新聞　十六年半分　一巻四弗　六十六弗
運賃　六十弗三十セント
箱ノ代価　九弗
商業年表　一部　一弗五十
合計八百二十弗八十九セント

明治十二年八月二十六日　リツピンコツト商社
在華盛頓日本公使館
辨理公使吉田二郎様貴下

〔農〇九二〕

三七七　ブルックスに代りクレイ雇入の件依頼

第弐千三百八十六号

農校教師雇入之義ニ付在米我公使館吉田代理公使へ
結約御依頼案

当使札幌農学校農学教師兼農校園監督米人ウヰリヤム、ヒー、ブルークス氏明年一月六日ニテ雇満期之処双方之都合モ有之最早雇継ハ不致就テハ同国ボストン府チヤスサン町四十三番肥料製造人ジョーベツ、ドブリウ、クレイ氏ヲ代トシテ雇入可然旨当使雇同校教師ホイラー氏ノ推薦ニ付右ニ可決与存候間同氏ハ其任ニ相当之者ニ可有之哉

其辺一応其向ニ於テ御取調故障無之候ハヽ別紙条約案〔注〕之趣ヲ以テ本人承諾候ハヽ結約相成候様致度自然結約難整候ハヽ外ニ相応之者御撰定当使之都合満足候様適宜御取計相成度旅用手当金ハ次便国債局ヲ経テ可差進候条右ニ御承了可然御周旋相成度此段及御依頼候也

十二年十一月十三日　開拓長官黒田清隆

在米国華盛頓臨時代理公使吉田二郎殿

〔注〕条約案を略す。

〔道〇五八八五〕

三七八　渡瀬寅次郎徴兵適齢に付在学証明の儀回答

十一ノ三十五号　東京三等出仕　札幌書記官

書記官

当地農学校生徒静岡県士族渡瀬寅次郎儀来ル十三年徴兵適齢之趣東京府ヨリ照会有之タルニ付可調越旨同府第弐万三千四百六号相添札第五百三十六号御来意之趣了承同人儀者同府照会之通リ当農学校官費生徒ニテ明治九年七月以来于今入校罷在候間該府江可然御通報相成度此段及御廻答候也

十二年十一月十九日

付　渡瀬寅次郎徴兵適齢に付問合

第二万三千四百六号　牛込区牛込南山伏町十四番地寄留　静岡県士族昌邦弟

〔朱書「九年ノ誤リ乎」〕十年七月廿五日開拓使札幌農学校官費生徒　渡瀬寅次郎

右者来十三年徴兵適齢ニ候処頭書之通リ入学之趣其筋より申出候右ハ専門学修業生徒ニ相違無之哉御取調否至急御答有之度此段及御問合候也

明治十二年十月二十日　東京府

開拓使御中

〔農〇八三〕

三七九　農学校報告書改題の旨通知

十一ノ四拾五号　東京三等出仕　札幌書記官

書記官

当地農学校教師ペンハロー氏ヨリ客歳中該校ニ於而為シ得ル所ノ事業ニ因リ生徒ヲシテ毎月一回ノ新聞ヲ発兌セシメ彼等ニ本校直接ノ裨益ヲ受クルノミナラス多少農家社会ノ裨補ヲモ得セシメ度旨申出

有之至極面白クハ存候得共其体裁ト永続スルト否ハ確認難致ヨリ昨十二月以来試験ノ為メ農学校報告書トシ発行為致置候処来ル十三年一月ヨリ左記之題号ニ改メ猶精々学業ト実地トニ就キ編輯シ一部ニ付定価金三銭ヲ以テ発売致度趣申立候就而者右之旨趣ヲ以内務省江届方可然御取計相成度此段及御掛合候也

十二年十一月廿四日

〔朱書〕〔注〕「書名」　毎月一回　第何号

但紙数凡拾葉毎葉拾弐行弐拾五字仮名交リ

札幌農学校生徒編輯

（右ニ而差支候ハヽ）編輯人　井川　洌

追伸是迄発兌候報告書弐部為御参考差廻候間其編輯之体裁右ニ而御了知相成度此段申添候也

〔注〕　書名は『農業叢談』。

〔農〇八三〕

三八〇　教頭心得承諾の旨回答

千八百七十九年十二月十日札幌

開拓大書記官調所広丈閣下

本月九日附ヲ以テ余ヲ札幌農黌教頭心得ニ任セラレ候趣キ御下命了承就テハ関渉ノ職務ニ対し其責ニ任シ候儀トモ謹テ御請仕候頓首

デー、ピー、ペンハロー

〔農〇八三〕

三八一　ホイーラー満期解雇の儀上申

乙第百三拾号

雇外国人解雇ノ儀上申

当使雇札幌農学校教師兼土木師米国人ウヰリアム、ウヰーレル儀本月十九日満期解雇候条此段上申候也

明治十二年十二月廿四日　開拓長官黒田清隆

太政大臣三条実美殿

〔道一〇七六一〕

三八二　洋雑誌購入の儀伺

千八百七十九年十二月廿六日札幌呈

開拓大書記官調所広丈閣下

予テ注文致置候明年分ノ定時新報目録ヲ左ニ掲載致候間右農校ヘ御買入相願度ニ付此段御許容被下度候

一　サインチフヰツクフアームル　月報　一弗

一　プロンハム　週報　二弗半

一　コウンツリー、ゼントルメン　同　二弗半

一　アメリカン、アグリコルチユリスト　月報　一弗半
一　ボストンヂヨウルナル、オフ、ケミストリー　同　一弗
一　アメリカン、ナチユラリスト　同　四弗
一　ハープルス、マカジイン　同　四弗

総計拾六弗五拾錢

現今ノ相場ヲ以テ此金額ヲ紙幣ニ交換セハ弐拾五円零弐錢五厘ニ相成申候

ウヰルリアム、ピー、ブルークス敬白

＊　本文之通リブルークス氏より申出候処朱書之如く御示令相成候ニ付及御廻候間可然御取計有之度候也

十二月廿七日　外事課［印］

農蠶

〔注〕冒頭欄外に「不得已ニ付買入可取計事　印（調所）」との朱書あり。

〔農〇七一〕